権利侵害情報等の発信・拡散に関する検討の論点整理

事　務　局

令 和 ８ 年 ７ 月

権利侵害情報等の発信・拡散を巡る対処に関する検討状況

１．　現状等

（１）デジタル空間を取り巻く環境の変化

① SNS等の利用シーンの変化

- 近年のSNS等の利用状況として、若年層に限らず、**中高年層における利用の高まり**。
- SNS等を娯楽として利用するに留まらない、**社会生活に必要な情報収集のための利用の拡大**。

② 生成AIの進展に伴うSNS等における情報流通環境の構造的変化

- **生成AI利用経験率**が令和５年度から令和７年度にかけて**約6.4倍と近年急速に増加し、15歳から69歳までの全体でも半数以上の58.8%。**
- 20代では令和6年度において利用率が78.2%となっており、特に利用が拡大。
- **実在の人物や著作権の対象となっているコンテンツを同意なく模倣した架空の画像・映像を発信・拡散**することも可能。

（２）権利侵害情報等の流通に関する状況

- 総務省の運営する違法有害情報相談センターへの相談件数のうち、**誹謗中傷等に係るものは近年増加傾向**で、令和６年度の相談件数は3,989件。
- 主要な大規模特定電気通信役務の**中高年層における利用率が増加**。また、娯楽にとどまらず**社会生活に必要な情報収集のための利用が拡大**。
- 情報の発信・拡散が身近かつ簡便となりつつある一方、**権利侵害に当たり得る情報の発信・拡散をすることで法的責任を問われる可能性があることについて、知っている旨の回答をする利用者は条件によっては半数程度。**

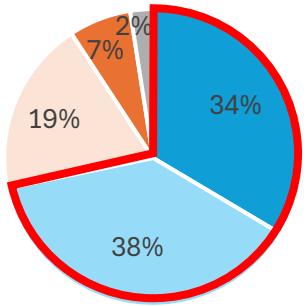
（参考）権利侵害情報等の流通に関する状況の例

権利侵害情報等の発信・拡散に関する利用者の理解状況

- 発信・拡散することが他人への権利侵害となりうるいくつかの類型の情報を例示し、それぞれ発信・拡散をすることで法的責任を問われる可能性があることの理解度（自己申告）についてアンケート調査を実施。
- 他人を誹謗中傷する内容の投稿については72%が知っている旨を回答した一方で、**生成AIによる他人の画像加工や著作権侵害については知っている旨の回答が58%**、**誹謗中傷投稿の『リポスト』については47%に留まった**。

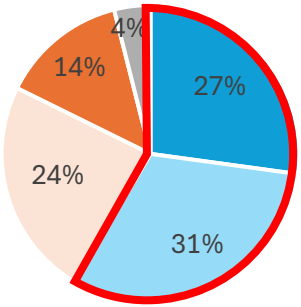
誹謗中傷投稿

ＳＮＳサービスや動画共有サービスなどで他の人を誹謗中傷する内容を投稿すると、法的責任を問われることがある。



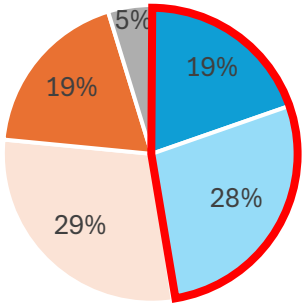
生成AIによる著作権等の侵害

生成ＡＩで他人の写真を改変したりキャラクターの画像を作成したりして発信をすると、他のユーザーを喜ばせるためであっても、法的責任を問われることがある。



誹謗中傷投稿の『リポスト』

他人を誹謗中傷する投稿などについて、『リポスト』をしただけでも、法的責任を問われることがある。

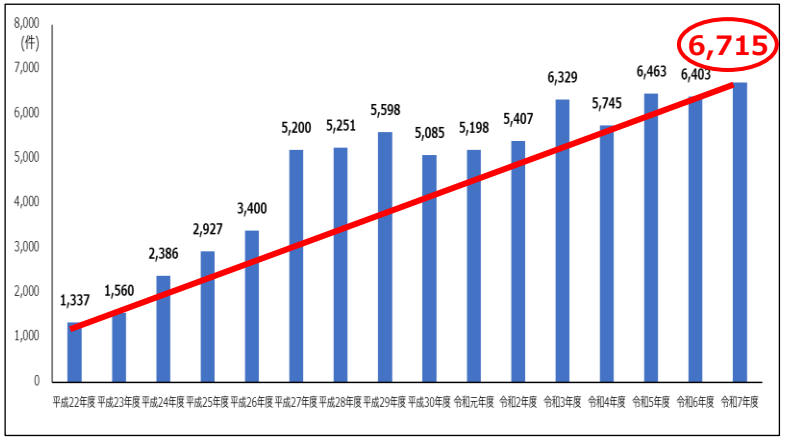


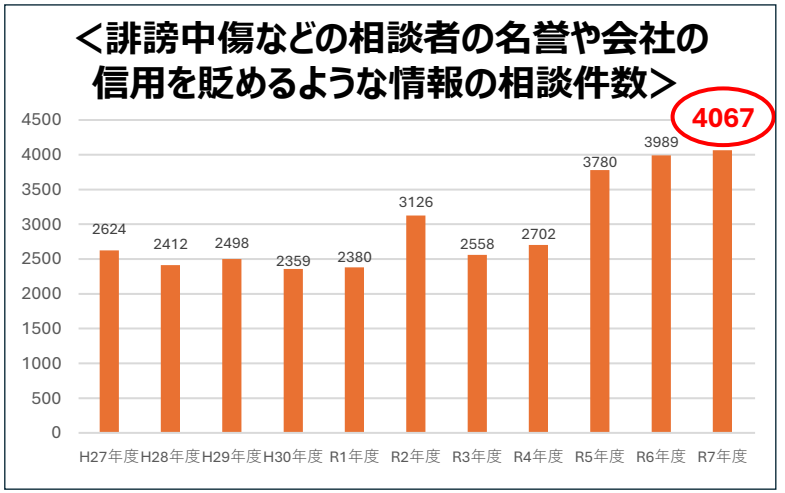
■十分に知っている ■だいたいは知っている ■少し知っているが、知らないこともある ■ほとんど知らない ■わからない

対象：3000人（2026年総務省委託調査）

違法・有害情報の相談件数等の増加

- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は**高止まり傾向**にあり、令和７年度の相談件数は、6,715件。
- また、誹謗中傷などの相談者の名誉や会社の信用を貶めるような情報についての相談件数については近年増加傾向にあり、令和７年度の相談件数は4,067件。





権利侵害情報等の発信・拡散を巡る対処に関する検討状況

１．　現状等

（２）権利侵害情報等の流通に関する状況（つづき）

- 総務省のアンケート調査によれば、「利用者数は多いが権利侵害情報の対策が取られていないサービス」と「**利用者数が少なくても権利侵害情報の対策が取られているサービス**」では後者を使いたいとの回答が**約８割**。
- 大規模特定電気通信役務における情報流通が日々増加。その中には権利侵害も含まれると想定。
- 被害者のため支援団体が権利侵害情報を大規模に探知して対処する例もある一方、資金的・人的リソースが限られる一般利用者が同様の対応を講ずることは困難。

（３）権利侵害情報の流通に対する現状の対応

① 総務省における取組状況

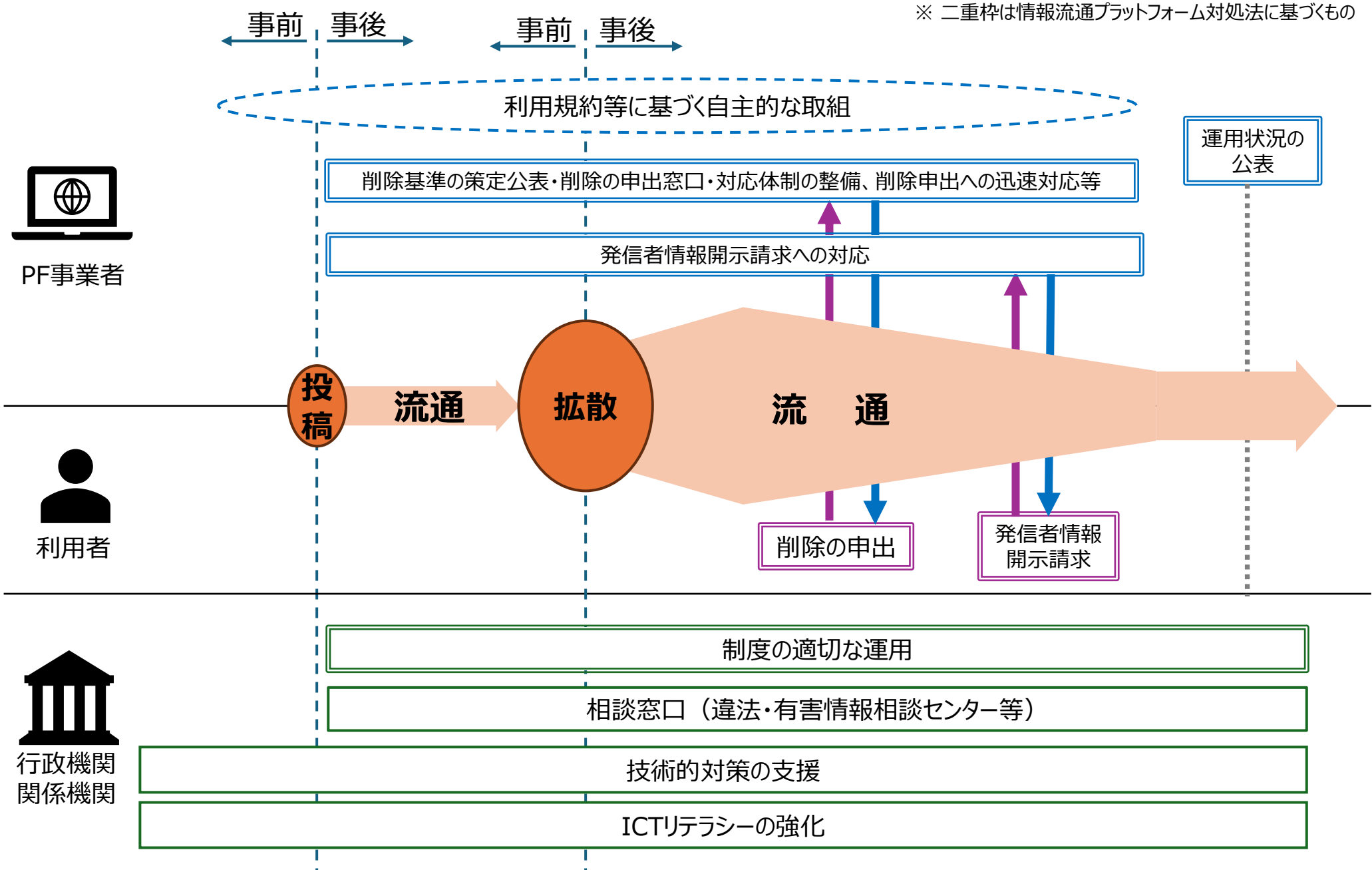
- インターネット上の誹謗中傷等による被害への対応としては、①ユーザーのICTリテラシーの向上、②事業者への投稿の削除の申請、③発信者情報開示の請求、④相談窓口への相談といったものが考えられる。総務省では、これらを対応に資するよう、**リテラシー向上の取組**、**情報流通プラットフォーム対処法の着実な運用**、**違法・有害情報相談センターの運営等**を実施。

② 事業者における取組状況

- プラットフォーム事業者においては、官民が連携した意識啓発プロジェクト**「デジタル ポジティブ アクション（DPA）」への協力**や**情報流通プラットフォーム対処法の規定に基づく対応**の他、**多様な自主的な取組**を行っている場合があり、こうした取組によっては、権利侵害情報等の流通に対して、一定の効果が見込まれ得るとの調査結果もある。

権利侵害情報等への対応の現状（イメージ）

※ 二重枠は情報流通プラットフォーム対処法に基づくもの



権利侵害情報等の発信・拡散を巡る対処に関する検討状況

2． 論点

（１）事前の対策に係る検討（総論）

① 権利侵害情報等への事前の対策の必要性

- デジタル空間を取り巻く環境の変化により、**SNS等に流通する権利侵害情報による被害は、拡大の一途を辿っており、個別の事後救済では限界**。
- 権利侵害情報等に対する、利用者の理解が不十分な場合があり、発信・拡散によって法的責任に問われうるという認識がない利用者も存在。パターナリスティックな対応を要することも考えられる。
- 権利侵害情報の発信・拡散による侵害行為のハードルに対し、救済コストが高いため、事後対応だけでなく、**権利侵害をさせないという観点を踏まえた仕組みづくり等の事前の対策**が必要。
- 発信・拡散前の**事業者による一定の介入は有効な選択肢**。

② 表現の自由への配慮

- 権利侵害対策として**発信・拡散の前に対策する場合**、これによる利用者の自由な情報発信への制約となり得ることにも配慮しつつ、**利用者の表現の自由等を尊重することが重要**。

権利侵害情報等の発信・拡散を巡る対処に関する検討状況

2． 論点

（１）事前の対策に係る検討（総論）

③ 事前の対策と網羅的監視義務の関係

- プラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報等の流通に関する網羅的な監視を求めることは、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなること、実際には権利侵害情報ではなかったとしても疑わしい情報を全て削除するなど、過度な削除等により利用者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあること等を踏まえた検討が必要。
- 近年の**各国トレンドとして、プラットフォーム事業者には**安全で透明性の高いオンライン環境を確保するため、社会的影響に見合った対応を実施する**義務があるといった、「責任」（liability）から「責務」（responsibility）への議論の流れ**も存在。
- DSAでは、事業者に一般的監視義務はないとしつつ、サービスの種類、規模及び性質に合わせて社会的影響力に見合った形で、事業者が果たすべき義務がデューデリジェンス義務として規定。
- **権利侵害情報等の事前の対策と網羅的監視義務の禁止の関係について引き続き検討**。

権利侵害情報等の発信・拡散を巡る対処に関する検討状況

2． 論点

（２）権利侵害情報の発信・拡散の事前の対策に関する役割の検討

① 行政機関の役割

- 情報流通プラットフォーム対処法に基づく透明性レポート等を通じた、**各事業者の取組状況の継続的収集**は重要。
- 事業者による権利侵害情報等への対応状況について、利用者のサービス利用に当たって参考となるような**情報提供の在り方**について**検討することも考えられる**。
- サービス設計やアーキテクチャレベルでの対策には相応のコストが生じることを踏まえ、事業者が対策を採ることに**インセンティブ**を生む仕組みを**検討する必要**。
- SNS上での情報流通の**実態を把握**する取組の**検討も必要**。
- 事業者との対話を通じた対策の土壌形成といった進め方も重要。

権利侵害情報等の発信・拡散を巡る対処に関する検討状況

2． 論点

（２）権利侵害情報の発信・拡散の事前の対策に関する役割の検討

② 事業者の役割

（ア）事業者の役割の変化

- DSAでは、多様な仲介サービスの利用が飛躍的に増加したことに伴い、違法または有害な情報等の仲介及び拡散におけるサービス提供者の役割も増大している旨の記載あり。
- 事業者の役割の性質については、諸外国においては、従来的な責任とは別の新たな役割としての義務が論じられていることも参考にしつつ、**更に議論を深めていく必要**。

（イ）権利侵害情報等の発信・拡散に事前に対応する取組

- 利用者のリテラシー向上への過度な依存ではなく、**事業者や業界団体による対応も必要**。
- 既に各事業者が自主的に実施しているもののうち、権利侵害情報の等の発信・拡散に事前の対応に有効な措置や設計等については、**横展開**されていくことが必要。
- 例えば、発信前に投稿内容をAIが分析し権利侵害情報に該当し得る場合に**注意喚起を表示**することは、表現の自由への制約にはならないものとして有効ではないか。**更に議論を深めていく必要**。

（ウ）その他

- 対策を進めていく土壌形成に向けた対話に応じていくことが重要。
- 事前の対策を求めることとする場合、**対象となる事業者の範囲**を検討することが必要。同時に、小規模事業者等の対象とならない事業者に対しても、その重要性を認識してもらうための枠組みを検討する必要。

権利侵害情報等の発信・拡散を巡る対処に関する検討状況

2．　論点

（３）その他

- 昨今の生成AIはデジタル空間における情報の発信・拡散にも変化をもたらしており、そうした情報の流通に関する実態把握と併せた検討も必要。
- **デジタル空間の情報流通に関する災害時の実効性のある対策は課題**であり、諸外国を含め明確な解決策は確立されていないと思われるが、重要な論点。
- 災害時のデジタル空間における情報流通については第１２回会合において内閣府防災担当の出席も得て議論を実施。**今後とも関係省庁との連携を含め検討を継続**。

【開催実績】

会合	開催日	議事
第９回	令和８年 ５月11日	（１）発信者情報開示制度を巡る課題への対処について （２）権利侵害情報等の発信・拡散を巡る課題への対処について
第10回 ※合同開催 ・青少年保護WG（第７回）	令和８年 ６月15日	（１）ＳＮＳ等におけるサービス設計に関する実態について （２）インターネット上の違法・有害情報を巡る諸外国の動向について （３）青少年保護ワーキンググループにおける議論状況について
第11回 ※メール審議	令和８年 ６月24～26日	（１）違法情報ガイドラインの改定案について
第12回	令和８年 ７月６日	（１）権利侵害情報等の発信・拡散を巡る課題への対処について（第9回・第10回の検討を踏まえた意見交換等） （２）その他
第13回 ※合同開催 ・デジタル広告WG（第18回） ・青少年保護WG（第８回） ・発信者情報開示WG（第５回）	令和８年 ７月27日	（１）権利侵害情報等の発信・拡散に関する検討の論点整理（案）について （２）発信者情報開示WGにおける検討の論点整理（案）について （３）デジタル広告WGにおけるデジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング総括（案）等について （４）青少年保護WGにおける第一次報告書（案）の意見公募結果について （５）違法情報ガイドライン改定案の意見公募結果について （６）情報流通プラットフォーム対処法の履行状況の点検について